

加盟団体会長 各位

(公財) 足立区体育協会  
会長 渡 邊 義 和

新型コロナウイルス感染症に伴うまん延防止等重点措置期間中の大会・事業等の取り扱いについて (通知)

日ごろより、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言は期間を終了しましたが、6月21日よりまん延防止等重点措置に切り替わりました。体育協会事業および加盟団体の事業につきましては、下記のとおり取り扱い願います。

記

## 1 まん延防止等重点措置期間中の大会・事業等の取り扱い

区や体育協会の感染症拡大防止ガイドラインおよび施設の使用条件を順守

※ ただし活動後などのグループでの飲食は特に感染リスクが高くなりますので、厳に慎んでください。

- 区ガイドライン 【URL】 <https://www.city.adachi.tokyo.jp/pickup/stopcovid19.html#p3>
- 体育協会ガイドライン【URL】 [https://adachi-sports.or.jp/topix/covid\\_19\\_guideline/](https://adachi-sports.or.jp/topix/covid_19_guideline/)

※ 加盟団体主催事業（区後援事業含む）は、事前に大会等実施届出書を体協事務局へ必ず提出のこと

## 2 対象期間

令和 3 年 6 月 2 1 日から、まん延防止等重点措置期間の終了まで

## 3 区施設等の使用制限等

足立区新型コロナウイルス対策本部の方針により、区施設は利用時間などに制限があります。制限内容に変更がある場合がございますのでご利用の際は事前にご確認ください。

- (1) 学校開放…利用時間は午後 8 時まで

区ホームページ「学校開放」

【URL】 <https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/chiikibunka/sports/gakkokaiho.html>

- (2) 区スポーツ施設等…利用時間は午後 8 時まで

区ホームページ「新型コロナウイルス感染拡大に伴うスポーツ施設の貸出について」

【URL】 <https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/kashidashi.html>

## 4 【参考】体育協会主催・共催の大会・事業等の中止判断基準

令和 3 年度の中止判断基準 (令和 3 年 4 月 2 1 日付第 5 7 号通知) による

- ア 開催時期が緊急事態宣言発出期間の場合
- イ 開催場所がワクチン接種会場となり代替会場の確保が出来ない場合
- ウ 参加人数がイベント開催制限の基準を超えてしまう場合
- エ 区が体協・主管団体と協議し開催困難と判断した場合

## 5 問い合わせ

足立区体育協会事務局 電話 0 3 - 3 8 8 0 - 5 9 1 6